

石巻市地域生活支援事業（日中一時支援）利用料金

- 1 上記サービスの利用に対しては、事業にかかる費用の9割が給付の対象となり、石巻市から事業者へ代理受領によって支払われます。ご契約者は、利用者負担として石巻市が定める下記の料金表に基づき、事業にかかる費用の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。ただし、利用者負担額の軽減を受けている場合は、「1割（定率負担）」を「軽減後の額」と読替えるものとします。また、特に申し出があれば償還払いとすることも可能です。

【石巻市日中一時支援事業単価表】

※令和3年10月1日改正

障害程度区分 利用区分	区分1	区分2	区分3	重症心身 障害児者	食事提供 加算
30分以上1時間未満	310円	410円	510円	1,230円	300円 ※低所得者
1時間以上2時間未満	620円	820円	1,020円	2,460円	
2時間以上4時間未満	1,250円	1,650円	2,050円	4,910円	
4時間以上6時間未満	2,490円	3,290円	4,090円	9,820円	
6時間以上8時間未満	3,110円	4,110円	5,110円	12,280円	
8時間以上	3,740円	4,940円	6,140円	14,730円	
送迎支援	540円/片道				

2 サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する次の費用は給付対象ではありませんので、費用をお支払いいただきます。

- ① 昼食代 600円（うち食材費 300円）
- ② 通常の送迎の実施地域を越えて送迎サービスを行った場合 1キロメートルあたり 80円
- ③ 日用品費 実費相当
- ④ その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、そのご契約者に負担していただくことが適当と認められるものの実費